

りそな年金研究所

企業年金ノート

【本題】DC法改正を受けた制度上のポイントについて P1

DC法改正を受けた制度上のポイントについて

1. はじめに

2020年6月5日付けで「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」（以下「改正法」）が公布されました。改正法の全体像については、「企業年金ノート 2020年6月号 No.626（年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の公布に伴う制度改正について）」でご案内させていただきました。しかし乍ら、改正法の内容は公的年金から私的年金まで多岐にわたることに加え、施行日も五月雨式となっていることから、「改正法が実務にどのような影響を及ぼすのか？」そして「それがいつからなのか？」を理解することが重要になってきます。そこで、改正法のうち確定拠出年金制度（以下「DC」）に係る部分について、主なポイントや留意点等について図表や事例を交えながら解説します。

2. DCに係る改正法の概要

DCに係る改正事項の一覧と施行日は以下の通りです。

公布日施行	iDeCo継続投資教育の企業年金連合会への委託	
	DC運営管理機関の登録事項の簡素化	
公布日から6月以内 (2020年10月1日施行)	簡易型DC、iDeCo+の人数要件緩和	
	企業型DCの規約変更手続の簡素化	
	DC法令解釈通知の改正	
2021年1月1日施行予定	iDeCo加入申込み等の手続の見直し	
2021年4月1日施行	脱退一時金の受給要件緩和（通算拠出期間）	③
2022年4月1日施行	受給開始時期の選択肢の拡大	①
	企業型DCの加入要件の見直し	①
	iDeCoの加入要件の見直し	①
2022年5月1日施行	脱退一時金の受給要件緩和（外国籍等）	③
	企業型DC⇒通算企業年金への移換	
	制度終了DB⇒iDeCoへの移換	
2022年10月1日施行	企業型DC加入者のiDeCo加入要件緩和	②
	iDeCo・マッチング拠出の選択	②
	事業主掛金とiDeCo掛金の合算管理	②

ご覧の通り、改正法の施行日は、公布日（2020年6月）、公布日から6月を超えない範囲で政令で定める日（2020年10月1日）、2021年1月1日（予定）、2021年4月1日、2022年4月1日、2022年5月1日、2022年10月1日の7段階に分かれています。このうち、赤枠で囲っているものが特に重要な改正事項になります。ただし、このままでは施行日もバラバラで、項目間の関係性も見えにくいいため、①加入要件の見直しと受給開始時期の選択肢の拡大、②企業型DC加入者における、個人型DC（以下「iDeCo」）加入要件緩和とiDeCo・マッチング拠出の選択、③脱退一時金の受給要件緩和、以上3つの主なポイントから整理を行い、解説を進めます。なお、各改正事項の概要は以下の通りです。詳細については、厚生労働省HPに掲載されておりますので、最終ページ〈ご参考資料〉のアドレスからご参照ください。

施行時期	項目	概要
公布日施行	iDeCo継続投資教育を企業年金連合会へ委託	・ 国民年金基金連合会も企業年金連合会に継続投資教育を委託可能
	DC運営管理機関の登録事項の簡素化	・ 運営管理機関の登録事項から役員住所等を削除
公布日から6月以内 (2020年10月1日施行)	簡易型DC、iDeCo+の人数要件緩和	・ 制度を実施可能な従業員規模を100人以下→300人以下に拡大
	企業型DCの規約変更手続きの簡素化	・ 軽微な変更の一部で規約変更届出を不要
	DC法令解釈通知の改正	・ 加入者資格に同一労働同一賃金ガイドラインを踏まえる旨、事業主掛金に関する事項に給与等減額の場合の従業員への正確な説明が必要である旨等を明記
2021年1月1日施行予定	iDeCo加入申込み等の手続の見直し	・ iDeCoの加入申込みや変更手続をオンライン化
2021年4月1日施行	脱退一時金の受給要件緩和（通算拠出期間）	・ 掛金拠出期間を3年以下→政令で定める期間（5年）以下に緩和
2022年4月1日施行	受給開始時期の選択肢の拡大	・ 上限年齢を75歳に引き上げ
	企業型DCの加入要件の見直し	・ 厚生年金被保険者（原則70歳未満）であれば加入可能
2022年5月1日施行	iDeCoの加入要件の見直し	・ 国民年金被保険者であれば加入可能
	脱退一時金の受給要件緩和（外国籍等）	・ 外国籍加入者が帰国する場合等に一定要件を満たせば脱退一時金を支給可能
	企業型DC⇒通算企業年金への移換	・ 退職等に伴う企業型DCから通算企業年金への資産移換可能
	制度終了DB⇒iDeCoへの移換	・ 終了したDBからiDeCoへの資産移換可能
2022年10月1日施行	企業型DC加入者のiDeCo加入要件緩和	・ 企業型DC加入者が規約の定めなしにiDeCo加入可能
	iDeCo・マッチング拠出の選択	・ iDeCo加入がマッチング拠出を加入者ごとに選択可能
	事業主掛金とiDeCo掛金の合算管理	・ iDeCo拠出可能見込額を企業型DCの加入者向けサイト等で表示

3. 主なポイント① 加入要件の見直し（2022年5月）と受給開始時期の選択肢の拡大（2022年4月）

高齢期の長期化・高齢期の就労機会の拡大といった社会的背景に加え、同時に行われた公的年金の改正事項（被用者保険の適用拡大・受給開始時期の見直し等）との平仄から、DCにおいて加入要件の見直しと受給開始時期の選択肢の拡大が行われます。

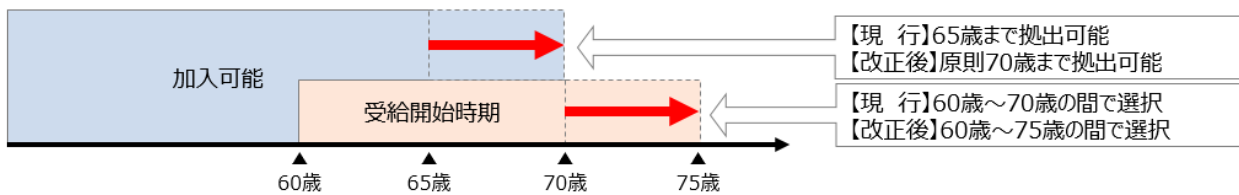
（1）企業型DCの改正内容

2022年5月1日より、企業型DCの加入要件が見直されます。現行では、厚生年金被保険者のうち65歳未満の者が企業型DCに加入することができますが、60歳以降も加入するためには、60歳前と同一の事業所に継続して使用されており、かつ60歳前から当該企業型DCの加入者であるなどの要件があります。例えば、65歳まで加入することができる企業型DCの実施事業所に、61歳で新たに採用された場合には、企業型DCに加入することができません。

一方、改正後は、厚生年金被保険者（原則70歳未満）であれば加入できるようになり、併せて同一事業所の継続使用要件も撤廃されます。先程の事例でも企業型DCに加入できるため、加入対象者が大きく広がる可能性があります。ただし、企業型DCの老齢給付金を受給した場合、加入要件を満たしていても再加入はできません。また、加入できる年齢は企業型DCの規約の定めにより異なります。

併せて、2022年4月1日より、受給開始時期の選択肢が拡大されます。現行は、60歳から70歳の間で選択可能ですが、改正後は、60歳から75歳の間で選択できるようになります。

	企業型DCの加入要件の見直し (2022年5月施行)	受給開始時期 (2022年4月施行) ※は2022年5月施行
現行	<ul style="list-style-type: none"> 厚生年金被保険者のうち65歳未満の者 60歳以降は60歳前と同一の事業所に継続して使用される者に限り加入可能 	<ul style="list-style-type: none"> 60歳から70歳の間で選択
改正後	<ul style="list-style-type: none"> 厚生年金被保険者(原則70歳未満) 併せて、同一事業所の継続使用要件を撤廃 	<ul style="list-style-type: none"> 60歳から75歳の間で選択 (上限年齢を70歳→75歳に引き上げ)
備考	<ul style="list-style-type: none"> 企業型DCの老齢給付金を受給した場合、加入要件を満たしていても再加入は不可 加入できる年齢は規約の定めにより異なる 	<ul style="list-style-type: none"> 60歳以上75歳未満の者は、新規に加入した者であって通算加入者等期間を有しない場合であっても、企業型年金加入者となった日その他の厚生労働省令で定める日から5年が経過した場合には受給開始が可能※

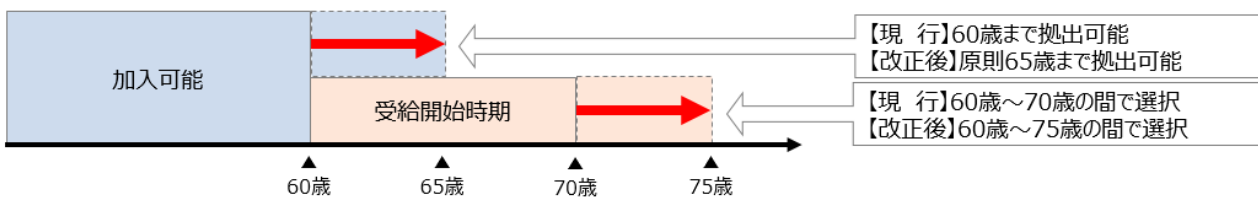


(2) iDeCoの改正内容

iDeCoについても、2022年5月1日より、加入要件が見直されます。現行では、国民年金第1号～第3号被保険者のうち60歳未満の者が加入することができますが、改正後は、国民年金被保険者(原則65歳未満)であれば加入できるようになります。ただし、iDeCoの老齢給付金を受給した場合、加入要件を満たしていても再加入はできません。また、公的年金を65歳前に繰上げ請求した場合、iDeCoに加入することはできません。

併せて、2022年4月1日より、受給開始時期の選択肢が拡大され、改正後は、60歳から75歳の間で選択できるようになります。

	iDeCoの加入要件の見直し (2022年5月施行)	受給開始時期 (2022年4月施行) ※は2022年5月施行
現行	<ul style="list-style-type: none"> 国民年金第1～第3号被保険者のうち60歳未満の者 	<ul style="list-style-type: none"> 60歳から70歳の間で選択
改正後	<ul style="list-style-type: none"> 年齢要件を撤廃し、国民年金被保険者であれば加入可能 	<ul style="list-style-type: none"> 60歳から75歳の間で選択 (上限年齢を70歳→75歳に引き上げ)
備考	<ul style="list-style-type: none"> iDeCoの老齢給付金を受給した場合、加入要件を満たしていても再加入は不可 公的年金を65歳前に繰上げ請求した場合、iDeCo加入不可 	<ul style="list-style-type: none"> 60歳以上75歳未満の者は、新規に加入した者であって通算加入者等期間を有しない場合であっても、iDeCo加入者となった日その他の厚生労働省令で定める日から5年が経過した場合には受給開始が可能※



国民年金被保険者について少し補足します。国民年金の被保険者種別は、①20歳～60歳未満の国内居住者である第1号被保険者(自営業者など)、②厚生年金保険の被保険者である第2号被保険者(会社員・

公務員など)、③第2号被保険者に扶養されている20歳～60歳未満の者である第3号被保険者(専業主婦など)、④20歳～65歳未満の日本国籍を有する海外居住者及び60歳～65歳未満の国内居住者で、国民年金保険料納付月数が480月未満の者であって、国民年金に任意加入する任意加入被保険者(海外居住者など)の4つに分類されます。それぞれがiDeCoに加入できる期間は下図の通りで、赤枠が新たにiDeCoに加入できるようになった期間です。特に重要なのは、第1号被保険者・第3号被保険者は60歳未満であるため、iDeCoに65歳まで加入できるのは、国民年金に任意加入する場合に限られる点です。会社員などであれば65歳まで加入できますが、自営業者や主婦などが無条件に65歳まで加入できるわけではありません。

・赤枠が新たにiDeCoに加入できるようになった期間
 ・ が国民年金の任意加入被保険者であれば加入できる期間
 ※20歳未満の者でも適用事業所に使用される場合には加入可能

国民年金の被保険者種別	概要	例	iDeCoへの加入イメージ
①第1号被保険者	20歳～60歳未満の国内居住者	自営業者	20歳～60歳(赤枠) 60歳～65歳
②第2号被保険者	厚生年金保険の被保険者	会社員 公務員	20歳～60歳(赤枠) 60歳～65歳(赤枠)
③第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている20歳～60歳未満の者	専業主婦	20歳～60歳(赤枠)
④任意加入被保険者	20歳～65歳未満の日本国籍を有する海外居住者及び60歳～65歳未満の国内居住者で、国民年金保険料納付月数が480月未満の者	日本国籍を有する海外居住者	20歳～65歳(赤枠) かつ480月

(3) 公的年金とDCの加入・受給の全体像

・赤枠が改正による緩和内容



※1 国民年金被保険者の資格は、①第1号被保険者：60歳未満、②第2号被保険者：原則65歳未満、③第3号被保険者：60歳未満、④任意加入被保険者：保険料納付済期間等が480月未満の者は任意加入が可能(65歳未満)。
 ※2 20歳未満の者についても適用事業所に使用される場合は厚生年金被保険者・国民年金第2号被保険者となる。
 ※3 60歳以降は60歳前と同一事業所で継続して雇用される者で60歳前から当該企業型DCの加入者である者などに限られていたが、今回の法改正により撤廃。

これらのDCに係る改正事項と公的年金の改正事項を踏まえた、加入・受給の全体像は上図の通りです。

まず、公的年金ですが、現行制度では老齢年金は原則 65 歳からの受給になりますが、60 歳まで繰上げ受給（繰上げ 1 カ月当たり 0.5%減額）することも、70 歳まで繰下げ受給（繰下げ 1 カ月当たり 0.7%増額）することもできます。なお、2022 年 4 月 1 日から、繰上げについては 1 カ月当たり 0.4%減額に、繰下げについては、75 歳まで繰下げ受給することができるようになります（繰下げの場合の 1 カ月当たりの増額率は 70 歳以降も 0.7%）。

次に、DC についてはこれまで解説した通り、企業型 DC は原則 70 歳まで、iDeCo は原則 65 歳まで、それぞれ加入できるようになり、受給開始時期も 75 歳までの間で選択できるようになります。

このように加入者の選択肢が拡充されていく中で、公的年金・DC を組み合わせて老後の生活設計を考えることがより重要になっています。例えば、公的年金は 75 歳まで繰下げし、受給額を増額させつつ、それまでのいわば“繋ぎ資金”として DC を受給する、といった使い分けも可能です。

4. 主なポイント② 企業型DC加入者における、iDeCo 加入要件の緩和と iDeCo・マッチング拠出の選択 (2022 年 10 月)

(1) 企業型DC加入者における iDeCo 加入要件の緩和

2022 年 10 月 1 日より、企業型 DC 加入者における iDeCo 加入要件が緩和されます。現行では、企業型 DC 加入者は、マッチング拠出がなく規約に iDeCo への同時加入（iDeCo 併用）が可能である定めがある場合に限り、iDeCo へ同時加入が可能です。ただし、iDeCo 併用でない企業型 DC を iDeCo 併用へ変更する場合、他に企業年金（確定給付企業年金等）がない場合（※）は、事業主掛金の拠出限度額を月額 5.5 万円から月額 3.5 万円に引き下げる必要があります。そのため、一部の加入者の事業主掛金が既に 3.5 万円を超えている場合には、iDeCo 併用とすると事業主掛金の引き下げを伴うため、iDeCo 併用の普及が進まなかったという背景があります。

一方、改正後は、規約の定めなしに iDeCo 併用が可能となり、事業主掛金の拠出限度額引き下げも不要となります。他に企業年金がない場合は、5.5 万円から事業主掛金を控除した残余の範囲内かつ 2.0 万円以内で、マッチング拠出を行わない企業型 DC 加入者は iDeCo に拠出することができます。

ただし、事業主掛金が 3.5 万円を超える場合（左図赤斜線部分）は iDeCo 掛金額の調整が必要になります。また、この改正に併せて、企業型 DC の記録関連運営管理機関と国民年金基金連合会の情報連携により、iDeCo 掛金の拠出可能見込額を、企業型 DC の加入者向けサイト等で表示することとされています。

（※）他に企業年金（確定給付企業年金等）がある場合は、5.5 万円⇒2.75 万円、3.5 万円⇒1.55 万円、2.0 万円⇒1.2 万円へ読み替え

	掛金イメージ	摘要
現行		<ul style="list-style-type: none"> 企業型DCの規約の定めがある場合に限り、iDeCoへ加入可能 事業主掛金の拠出限度額は5.5万円から3.5万円へ引き下げ
改正後		<ul style="list-style-type: none"> 企業型DCの規約の定めなしに、iDeCoへ加入可能 事業主掛金の拠出限度額引き下げ不要 5.5万円から事業主掛金を控除した残余の範囲内かつ2.0万円以内でiDeCoに拠出可能 事業主掛金が3.5万円を超える場合（左図赤斜線部分）はiDeCo掛金額の調整が必要 iDeCo拠出可能見込額を企業型DCの加入者向けサイトで表示

※企業型DCと確定給付企業年金（DB）を併せて実施している場合は、5.5万円⇒2.75万円、3.5万円⇒1.55万円、2.0万円⇒1.2万円へ読み替え

(2) 企業型DC加入者におけるiDeCo・マッチング拠出の選択

2022年10月1日より、iDeCo加入とマッチング拠出を加入者単位で選択できるようになります。現行では、マッチング拠出を導入している企業型DCの加入者は、マッチング拠出しか選択肢はなく、iDeCoに加入することはできません。加入者掛金額は事業主掛金額を上回ることができないため、特に若年層など事業主掛金額の低い企業型DCの加入者は、十分な拠出ができないという問題があります。また、iDeCoでは自分の好みの運用商品を採用している運営管理機関を任意に選択できる一方、企業型DCでは予め提示された運用商品ラインアップから選択するしかありません。

これに対して、改正後は、どちらかを加入者ごとに選択できるようになります。iDeCoでは運営管理手数料等は自己負担にはなりますが、前述の拠出金額や運用商品の観点から、加入者にとっての選択肢が広がることとなります。(なお、加入者ごとにマッチング拠出かiDeCoへの掛金拠出かを選択できるようにするには、拠出限度額管理の関係から、企業型DC掛金・iDeCoの掛金とも毎月拠出であるなどの条件が設けられる可能性があります。)

	掛金イメージ	摘要
現行		<ul style="list-style-type: none"> マッチング拠出を導入している企業型DCの加入者は、マッチング拠出しか選択肢はなく、iDeCoは加入不可
改正後		<ul style="list-style-type: none"> マッチング拠出とiDeCo加入を加入者ごとに選択可能（両方を利用することは不可）

※企業型DCと確定給付企業年金（DB）を併せて実施している場合は、5.5万円→2.75万円、3.5万円→1.55万円、2.0万円→1.2万円へ読み替え

5. 主なポイント③ 脱退一時金の受給要件の緩和（2021年4月・2022年5月）

脱退一時金の受給要件について、2021年4月1日より通算拠出期間の要件が、2022年5月1日より外国籍等の要件が、それぞれ緩和されます。

施行時期	項目	概要
2021年4月1日施行	脱退一時金の受給要件緩和（通算拠出期間）	<ul style="list-style-type: none"> 掛金拠出期間を3年以下→政令で定める期間（5年）以下に緩和
2022年5月1日施行	脱退一時金の受給要件緩和（外国籍等）	<ul style="list-style-type: none"> 外国籍加入者が帰国する場合に一定要件を満たせば脱退一時金を受給可能 企業型DCの加入者であった者がiDeCoの中途引き出し要件を満たしている場合には、iDeCoに移換しなくても直接脱退一時金を受給可能

現行

- DCは老後の所得確保のための制度であるため、中途引き出しは原則認められていない
- 企業型DCの外国籍加入者が帰国する場合、iDeCoの運用指図者になり資産移換する必要あり
- 企業型DCの個人別管理資産の額が1.5万円超の場合、中途引き出しをするにはiDeCoに資産移換する必要あり

改正後

- 公的年金の脱退一時金の支給上限年数の引き上げに併せて、掛金拠出期間を「3年以下」から「政令で定める期間（5年）以下」に緩和
- 日本国籍を有しない者は国民年金被保険者となることができないため、一定の要件（掛金拠出期間が短いこと、資産額が少額であること等）を満たす場合に脱退一時金の受給が可能
- 企業型DCの加入者であった者がiDeCoの中途引き出し要件を満たしている場合には、iDeCoに移換しなくても直接脱退一時金を受給可能

DC はあくまで老後の所得確保のための制度であるため、現行では、中途引き出しは原則認められておらず、脱退一時金を受給できるケースは極めて限定されています。そのため、企業型 DC の外国籍加入者が帰国（海外居住）する場合でも、脱退一時金を受給することができず、iDeCo の運用指図者になり資産を移換した上で、60 歳以降に改めて受給する必要があります。脱退一時金として中途引き出しができないことから、帰国時に手続きを行わず個人別管理資産が自動移換されてしまうケースも多く、公的年金では一定の要件を満たせば脱退一時金が受給できることとの平仄もあり、かねてより見直しが議論されてきました。

改正後は、通算拠出期間が政令で定める期間内（1 月以上 5 年以下となる見込み）又は、個人別管理資産の額が 25 万円以下等の要件を満たせば、外国籍加入者が帰国する際に脱退一時金を受給できるようになります。改正前後における具体的な脱退一時金の受給要件は以下の通りです。

	企業型DC	iDeCo
改正前	次のいずれにも該当すること <ul style="list-style-type: none"> 企業型DC・iDeCoの加入者、運用指図者でない 個人別管理資産の額が1.5万円以下（1.5万円超の場合、iDeCoに移換の上、右記要件に該当した場合に受給） 資格喪失日の翌月から6月を経過していない 	次のいずれにも該当すること <ul style="list-style-type: none"> 国民年金保険料免除者 障害給付金の受給権者でない 通算拠出期間が1月以上3年以下又は個人別管理資産の額が25万円以下である 資格喪失日から2年を経過していない 企業型DCの脱退一時金の支給を受けていない
改正後	現行要件（上記3要件）のいずれにも該当すること、又は、次のいずれにも該当すること※2 <ul style="list-style-type: none"> 企業型DC・iDeCoの加入者、運用指図者でない 資格喪失日の翌月から6月を経過していない 60歳未満である iDeCo加入者の資格がない（日本国籍を有しない海外居住者を含む） 障害給付金の受給権者でない 通算拠出期間が政令で定める期間内※1又は、個人別管理資産の額が25万円以下 	次のいずれにも該当すること※2 <ul style="list-style-type: none"> 60歳未満である 企業型DC加入者でない iDeCo加入者の資格がない（日本国籍を有しない海外居住者を含む） 障害給付金の受給権者でない 通算拠出期間が政令で定める期間内※1又は、個人別管理資産の額が25万円以下 資格喪失日から2年を経過していない

※1 政令で定める期間は、公的年金の脱退一時金の支給上限年数の引き上げに併せて、1月以上5年以下となる見込み。

なお、支給要件は、今後の政令の定めにより変更となる可能性があります。

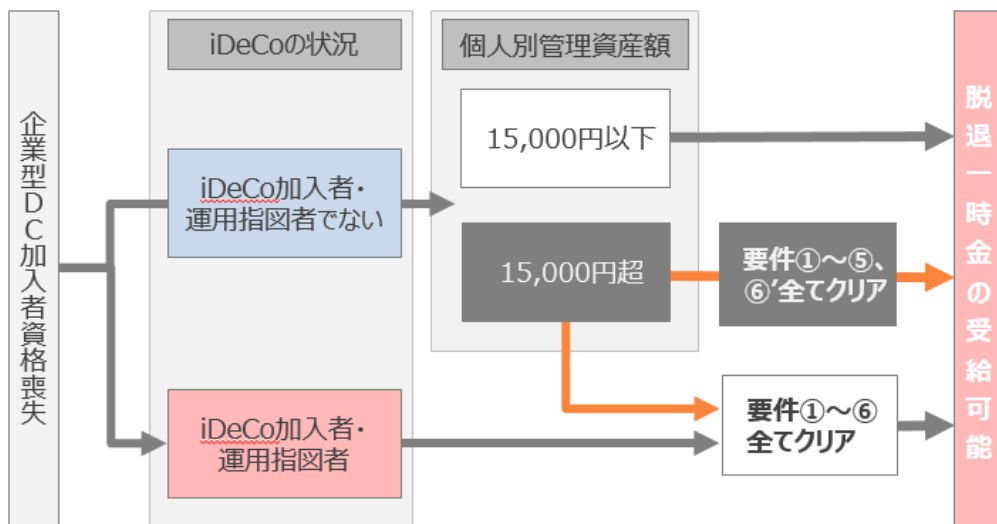
※2 経過措置として、施行日前に既に企業型DC・iDeCoの加入者の資格を喪失した者についても当該要件が適用される。

また、外国籍以外の改正点として、企業型 DC と iDeCo において、脱退一時金の受給要件の共通化が図られます。現行では、企業型 DC と iDeCo で脱退一時金の受給要件が大きく異なっており、企業型 DC の個人別管理資産の額が 1.5 万円超の場合、企業型 DC から直接脱退一時金を受給することができず、資産を iDeCo にいったん移換した上で、iDeCo の脱退一時金の受給要件を満たす必要がありました。そのため、iDeCo への移換など手続き面での煩雑さがありました。

一方、改正後は、企業型 DC の加入者であった者が、iDeCo の加入者・運用指図者でなく、iDeCo の中途引き出し要件を満たしている場合（※）には、iDeCo に移換しなくても企業型 DC から直接脱退一時金を受給できるようになります。

以上の改正内容を踏まえた、企業型 DC 加入者が資格喪失後に脱退一時金を受給できるかの判定フロー図は次の通りです。

（※）フロー図内「⑥ 資格喪失日から 2 年を経過していない」の要件に代えて「⑥' 企業型 DC の資格喪失日から 6 月以内」を満たしている場合



- 要件**
- ① 60歳未満である
 - ② 企業型DC加入者でない
 - ③ iDeCo加入者の資格がない（日本国籍を有しない海外居住者を含む）
 - ④ 障害給付金の受給権者でない
 - ⑤ 通算拠出期間が政令で定める期間内又は、個人別管理資産の額が25万円以下
 - ⑥ 資格喪失日から2年を経過していない
 - ⑥' 企業型DCの資格喪失日から6月以内

6. おわりに

より多くの人により長く多様な形で働く社会へと変化する中で、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るため、今回の改正法が施行されました。また、社会保障審議会企業年金・個人年金部会では、高齢期の長期化・働き方の多様化・高齢期の就労拡大といった経済・社会の変化に対応するために、私的年金・公的年金を組み合わせた柔軟な老後の生活設計を可能にすることや、早期から継続的な資産形成を促すための施策が議論されています。「企業年金ノート 2020年11月号 No.631（社会保障審議会企業年金・個人年金部会での議論の動向について）」でご案内させていただいたDCの拠出限度額の見直しなどもその一環です。引き続き、こうした議論は重ねられていくと思われますので、今まで以上に、より多くの人にとってDCが利用しやすい制度になることを期待したいと思います。

<ご参考資料>

- ・社会保障審議会企業年金・個人年金部会資料一覧（厚生労働省 ホームページ）
https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho_163664_00006.html
- ・りそな年金研究所 企業年金ノート 2020年6月号 No.626、2020年11月号 No.631
<https://www.resonabank.co.jp/nenkin/info/note/index.html>

（年金業務部 確定拠出年金室 福本 大介）

※今月の「りそなコラム」は、誌面の都合により休載させていただきます。

企業年金ノート 2020(令和2)年12月号 No.632

編集・発行：株式会社りそな銀行 年金業務部 年金信託室 りそな年金研究所
 〒540-8607 大阪府大阪市中央区備後町 2-2-1
 TEL: 06-6268-1830 E-mail: Pension.Research@resonabank.co.jp

りそな銀行

りそな銀行ホームページ(企業年金・iDeCoのお客さま): <https://www.resonabank.co.jp/nenkin/index.html>
 りそな企業年金ネットワーク: <https://resona-nenkin.secure.force.com/>
 確定拠出年金スタートクラブ: <https://dc-startclub.com/>